

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 株式会社鳥取銀行

【英訳名】 THE TOTTORI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 宮崎正彦

【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地

【電話番号】 鳥取(0857)22 - 8181

【事務連絡者氏名】 執行役員経営統括部長 福田智博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル5階
株式会社鳥取銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5295 - 8111

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 前田剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年6月25日開催の当行第150期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年 6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式 1株につき 金 3円00銭

総額 282,872,520円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年 6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条1項の規定に基づき、定款第27条（社外取締役の責任限定契約）および第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設する。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げおよび該当する引用条文の変更を行う。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、中谷浩輔、石河泰正、穠山誠および山脇彰子の4名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成比率(%)
第1号議案 剰余金処分の件	57,505	21	0	(注) 1	可決 80.11
第2号議案 定款一部変更の件	57,505	21	0	(注) 2	可決 80.11
第3号議案 取締役4名選任の件					
中谷 浩輔	56,659	867	0	(注) 3	可決 78.93
石河 泰正	56,733	793	0		可決 79.03
穠山 誠	56,733	793	0		可決 79.03
山脇 彰子	57,432	94	0		可決 80.01

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。